

平成 31 年

# すみれ野自治会 第 1 回 総会

すみれ野自治会

## 第1回すみれ野自治会総会次第

1. 開会の辞
2. 会長招集挨拶
3. 新組長及び新班長紹介
4. 議長選出

## 議 事

- 議 第1号 平成30年度補正予算について
- 議 第2号 規約の一部改正について
- 議 第3号 防犯カメラの設置及び管理運用基準策定について
- 議 第4号 平成31年度活動方針について
- 議 第5号 平成31年度一般会計予算について
- そ の 他 当面する大字の行事について

1 号 議 案

平成30年度一般会計補正予算について

別 紙

平成31年3月24日 提 出

すみれ野自治会長

辻本 瑞 吏

2 号 議 案

すみれ野自治会規約の一部改正について

別 紙

掲出支	4,200	100	2,500
① 役員報酬	3,000	100	1,500
② 役員旅費	1,200	100	1,000
③ 役員雑費	200	100	100
④ 役員退職慰労金	800	100	900
⑤ 役員退職慰労金	200	100	100
⑥ 役員退職慰労金	200	100	100
⑦ 役員退職慰労金	200	100	100
⑧ 役員退職慰労金	200	100	100
⑨ 役員退職慰労金	200	100	100
⑩ 役員退職慰労金	200	100	100
⑪ 役員退職慰労金	200	100	100
⑫ 役員退職慰労金	200	100	100
⑬ 役員退職慰労金	200	100	100
⑭ 役員退職慰労金	200	100	100
⑮ 役員退職慰労金	200	100	100
⑯ 役員退職慰労金	200	100	100
⑰ 役員退職慰労金	200	100	100
⑱ 役員退職慰労金	200	100	100
⑲ 役員退職慰労金	200	100	100
⑳ 役員退職慰労金	200	100	100
㉑ 役員退職慰労金	200	100	100
㉒ 役員退職慰労金	200	100	100
㉓ 役員退職慰労金	200	100	100
㉔ 役員退職慰労金	200	100	100
㉕ 役員退職慰労金	200	100	100
㉖ 役員退職慰労金	200	100	100
㉗ 役員退職慰労金	200	100	100
㉘ 役員退職慰労金	200	100	100
㉙ 役員退職慰労金	200	100	100
㉚ 役員退職慰労金	200	100	100
㉛ 役員退職慰労金	200	100	100
㉜ 役員退職慰労金	200	100	100
㉝ 役員退職慰労金	200	100	100
㉞ 役員退職慰労金	200	100	100
㉟ 役員退職慰労金	200	100	100
㊱ 役員退職慰労金	200	100	100
㊲ 役員退職慰労金	200	100	100
㊳ 役員退職慰労金	200	100	100
㊴ 役員退職慰労金	200	100	100
㊵ 役員退職慰労金	200	100	100
㊶ 役員退職慰労金	200	100	100
㊷ 役員退職慰労金	200	100	100
㊸ 役員退職慰労金	200	100	100
㊹ 役員退職慰労金	200	100	100
㊺ 役員退職慰労金	200	100	100
㊻ 役員退職慰労金	200	100	100
㊼ 役員退職慰労金	200	100	100
㊽ 役員退職慰労金	200	100	100
㊾ 役員退職慰労金	200	100	100
㊿ 役員退職慰労金	200	100	100

平成31年3月24日 提出  
すみれ野自治会長 辻本 瑞 吏

## 第 2 号議案による「すみれ野自治会」規約の一部改正について

規約第 10 条組・班編制について、「地区内の集落状況と会員の居住位置により会員を 4 組に分ける。」を「5 組に分ける。」とし、1 組を 1 組と 5 組に 2 分する。以下 2 項に続くものとする。又、第 12 条中 「組長 4 名」を「5 名」に改める。

### 附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

3号 議案

防犯カメラの設置及び管理・運用基準策定について

別 紙

平成31年3月24日 提出

すみれ野自治会長 辻本 瑞 吏

## すみれ野自治会における防犯カメラの設置及び管理・運用基準

### 1. 目的

この基準は、「すみれ野自治会」が、防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

### 2. 管理責任者

- (1) すみれ野自治会は、防犯カメラ等の適切な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。
- (2) すみれ野自治会は、防犯カメラの取り扱いを行わせるため、防犯カメラ取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定することができる。
- (3) 管理責任者は、他者に起因する事故を除き、万一防犯カメラによる事故が発生した場合は、その責任において誠意を持って対処するものとする。

### 3. 管理責任者の責務

- (1) 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラの適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の画像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。
- (2) 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された画像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

### 4. 防犯カメラ等の運用

防犯カメラは、次に定めるところにより運用されなければならない。

- (1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 画像表示機器及び録画機器の設置場所に管理責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないように管理し、画像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。
- (4) 管理責任者等による画像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合にとどめること。

### 5. 記録した画像の管理

画像及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）は、次に定めるところにより、管理されなければならない。

- (1) 画像の加工や不必要な複製は行わないこと。
- (2) 記録媒体を（斡旋できる保管庫の場所）に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 画像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持ち出しを禁

止すること。但し、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合はこの限りでない。

(4) 画像記録の保存期間は、(1ヶ月以内の保存期間)とし当該保存期間を経過した後は、確実な方法により速やかに画像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査の目的に要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) 画像及び記憶媒体に不正利用、外部流出又は改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

## 6. 画像及び記録媒体の提供の制限

画像及び記録媒体の内容は、第三者にこれを提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

## 7. 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

## 附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する





## 平成31年度自治会運営・事業活動計画

すみれ野自治会が発足して、3年が過ぎました。この間、住みよい、安全・安心な町づくりを目指して自治会活動に頑張って参りました。未だ未だ不十分なところが多々ありますが、防犯灯・消火器具庫設置等一定の成果を上げたものもあり、又年2回の美化活動・今年で3回目になる防災訓練、今年初めての年末の夜回り行事等、3年目にして大変充実した年でもありました。

今年度も、これらの実績を踏まえ、よりいっそう頑張って参りたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願い致します。

### 記

1. すみれ野地区は、違反広告物は皆無ですが、ちらほらと道路沿いにゴミ等が目につくようになってきましたので、美化一斉清掃（年2回実施）にも力を入れ、又普段の自宅周辺での清掃活動にも皆様方のご協力をよろしくお願い致します。
2. 今年も昨年に引き続いて、防犯灯の設置、消火器具庫の設置の充実、又、今年には防犯カメラの設置等大字内防犯業務の充実にも力を入れていきたいと思います。又 大字内の交通安全対策もこれまで以上に行って参りたいと思います。
3. 今年も昨年に引き続き楽しいイベントを考えていきたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

5号議案

平成31年度一般会計予算について

別紙

平成31年3月24日 提出  
すみれ野自治会長 辻本瑞吏